

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職退去者に対する  
市営住宅の目的外使用に関する要綱

令和2年4月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業所等からの解雇・雇止めされ、それに伴い、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）に対し、一時的な居住の場として防府市営住宅及び防府市営改良住宅（以下「市営住宅」という。）について一定期間使用（以下「目的外使用」という。）を許可することにより、居住の安定を図り自立を支援するため、目的外使用に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市営住宅を目的外使用することができる離職退職者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業所等から解雇された者若しくは離職が確定した者又はその同居親族であること。
- (2) 防府市内に住所又は解雇前・予定の事業所等があること。
- (3) 解雇・雇止めに伴い、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされる者及びその同居親族であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(提供する市営住宅の選定)

第3条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲で目的外使用のための市営住宅の住戸を選定するものとする。

(申請及び使用許可)

第4条 市営住宅の目的外使用を希望する離職退職者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 離職退職者及びその同居親族の住民票又は居住地を証明するもの
- (2) 離職退職者及びその同居親族の所得証明書

- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 重要事項説明書（第3号様式）
- (5) 事業所等から解雇・雇止めを受けたことが確認できるもの
- (6) 現に居住している住宅からの退去を余儀なくされていることが確認できるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により申請した者に対し、市営住宅の目的外使用を許可することを決定した場合は、申請者を使用責任者とし、その者に行政財産使用許可書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請した者に対し、市営住宅の目的外使用を許可しないことを決定した場合は、行政財産使用不許可通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（使用期間）

第5条 市営住宅の目的外使用許可期間（以下「使用期間」という。）は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、当初の使用開始日から起算して1年を超えない範囲で使用期間を延長することができる。

2 使用責任者が使用期間の更新を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 行政財産使用期間延長承認申請書（第6号様式）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定に基づき使用期間延長承認申請を行った使用責任者に対し、使用許可期間の延長の可否について記載した、行政財産使用期間延長承認申請審査結果通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（使用料等）

第6条 市営住宅の使用料については、防府市行政財産使用料徴収に関する条例（昭和39年3月31日条例第28号）第2条の規定に基づき算定した使用料と公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条及び公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条の規定により算定した使用料を比較し、低い方の金額とする。

- 2 市営住宅の目的外使用時の敷金については免除する。
- 3 市営住宅の目的外使用時の連帯保証人は不要とする。

(条例等の遵守)

第7条 市営住宅の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、当該市営住宅を使用するにあたり、本要綱に定めのない事項に関しては、防府市営住宅設置及び管理条例又は防府市営改良住宅設置及び管理条例及び許可条件、重要事項説明書に記載されている事項等を遵守しなければならない。

(明渡し)

第8条 使用者は、使用期限までに、市職員の検査を受けたうえで、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

(明渡しの請求等)

第9条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は使用者に対し、当該市営住宅の目的外使用の許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正行為により当該市営住宅の目的外使用許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な理由なく15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (4) 使用者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 使用者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) その他市長が市営住宅の管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定により明渡し請求を受けた使用者は、速やかに当該市営住宅からの退去及び明渡しをしなければならない。

(損害金)

第10条 使用者が使用期間を超えて当該市営住宅の使用を続ける場合及び使用許可が取り消された以降も使用を続ける場合、市長は損害金として当該市営住宅の近傍同種家賃相当額を請求することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

## 行政財産使用許可申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

住所(居住地) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

行政財産（市営住宅）について、下記のとおり使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

### 1 使用する行政財産

防府市営 住宅 棟 号

### 2 使用目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業所等から解雇・雇止めされたことに伴い、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされたため、一時的に居住する住宅として使用。

### 3 使用期間

年 月 日 から 年 月 日まで（ヶ月間）

### 4 入居予定者

氏名	続柄	生年月日	備考
	本人		

（添付書類）

- （1）申請者及びその同居親族の住民票又は居住地进行を証明するもの
- （2）申請者及びその同居親族の所得証明書
- （3）誓約書
- （4）重要事項説明書
- （5）事業所等から解雇・雇止めを受けたことが確認できるもの
- （6）居住している住宅からの退去を余儀なくされていることが確認できるもの

## 誓約書

私は、防府市に行政財産（市営住宅）の使用許可申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。なお、誓約事項に違反した場合又は使用許可を取り消された場合は、速やかに市営住宅から退去し、防府市に明渡しをします。

### 記

- 1 市営住宅を使用するにあたり、条例や許可条件、重要事項説明書に記載された事項を遵守します。
- 2 使用期限までに市営住宅から退去し、防府市に明渡しをします。
- 3 入居予定者は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、防府市が私及び同居親族の暴力団員に関する調査・照会を警察機関に対して行うことに同意します。

年 月 日

防府市長

住所(居住地)

氏名

## 重要事項説明書

年 月 日

下記の事項は市営住宅の使用にあたって重要なことですから、十分ご理解いただいた上で手続きを進めていただくこととなります。

### 入居関連

- 管理人へ入居する旨の連絡をすること
- 入居直後に不具合がある場合は直ちに市へ連絡すること
- 使用許可を受けた者が転居等の異動があった場合は市に届出を行うこと
- 鍵本体を取り替えた場合はスペアキーを市に持参すること
- 15日以上不在となる場合は市及び管理人へ届出すること
- 共益費を支払うこと
- 団地内での取り決めに遵守すること

### 禁止行為

- 市の許可なく模様替えや増改築を行うこと（エアコン・給湯器の設置等）
- 使用許可を受けた者以外の者を無断で同居させること
- 必要以上にテレビ等の音を大きくしたり、騒音を発すること
- 区画以外の場所へ駐車すること
- 改造バイクや改造車両の駐車や乗り入れをすること
- 住宅・敷地内で犬・猫等の動物や鳥等を飼育すること、餌を与えること
- 入居者及び近隣に迷惑になる行為をすること
- 市職員を恫喝する行為や指示に従わない行為をすること
- その他「市営住宅入居のしおり」に記載された禁止行為をすること

### 修繕関連（市営住宅入居のしおり参照）

- 使用者で負担する修繕費等の確認について
- 消耗品として規定されている部分の負担が使用者であることについて
- その他軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用の負担について

### 目的外使用関連

- 使用期間を遵守すること
- 使用期間の延長が必要な場合は、市に申請を行い、承認を受けること
- 今後も市営住宅への入居を希望する場合には、条例等の定めにより手続きを行うこと

### 退去・明渡関連

- 市職員の明渡し検査を受けること
- 明渡し届は少なくとも明渡し予定日の5日前に提出すること
- 管理人へ退去する旨の連絡をすること
- 畳の表替えと襖の張替えを行うこと【通常損耗補修特約】  
(3ヶ月以内に退去する場合は免除)
- 入居した当時の原形に復すること(市営住宅入居のしおり参照)
- 使用者の故意・過失による損傷については原状回復すること
- 家具等を放置して不在となった場合は居所に送付すること

以上、私は本紙の重要事項を確認しました。また、「市営住宅入居のしおり」を受領し、内容を確認した上でこれらを守り、手続きを進めることに同意します。なお、重要事項を遵守せず、市の指示にも従わなかった場合、当該市営住宅から退去し、市に明渡しをします。

年 月 日

住所(居住地) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

㊞



## 行政財産使用許可書

使用責任者  
住所(居住地)  
氏名

防府市長 ㊟

年 月 日付け申請に係る行政財産の使用については、次のとおり使用を許可します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。又、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、使用料に関する処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

使用許可 財産	所在及び名称	
	数量及び範囲	
使用目的及び内容		
使用期間及び日時	年 月 日 から 年 月 日 まで	か月間
使用者		
使用料		

## 【使用許可の条件】

- 1 使用許可を受けた行政財産を目的以外の目的又は用途に供してはならない。
- 2 使用許可の内容に違反して使用してはならない。
- 3 使用許可の範囲を超えて使用してはならない。
- 4 使用許可財産を転貸し、又は使用権を譲渡してはならない。
- 5 市長の承認を得ないで使用許可財産の現状を変更し、又はこれに工作物を設置してはならない。
- 6 使用期間中であっても市において必要があるときは、市は、この許可書に記載された事項（以下「許可事項」という。）を変更することができる。
- 7 次の一に該当するときは、市長は、この使用許可を取り消すことができる。
  - (1) 市において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
  - (2) 許可事項（前記6及び8から12までに定める事項を除く。）、要綱、条例、重要事項説明書に記載された事項に違反する行為があると認められたとき。
  - (3) 虚偽の記載により使用許可を受けたことが判明したとき。（記載すべき事項があるにも関わらず、故意に記載しなかった場合を含む。）
  - (4) 正当な理由もなく15日以上使用しないとき。
  - (5) 使用許可財産及び共同施設を故意に毀損したとき。
  - (6) 使用者が暴力団員であることが判明したとき。
  - (7) その他市長が管理上必要であると認めたとき。
- 8 市が使用許可を取り消した場合において、損害を受けることがあっても市はその補償をしない。
- 9 許可事項に違反する行為により市が使用許可を取り消した場合において、市に損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。
- 10 使用許可財産を滅失し、又は損傷したときは、使用責任者の負担において使用許可財産を原状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 使用許可財産について、必要被又は有益費を支出することがあっても、市はその補償の責めを負わない。
- 12 使用期間が満了し、又は使用許可が取り消されたときは、使用責任者の負担で直ちに使用許可財産を原状に回復し、市に返還しなければならない。

## 【特記事項】

- 1 使用許可財産を使用するにあたり、共益費等、市営住宅又は地域での生活に必要な負担金については、使用者の負担で適切に納付すること。
- 2 使用者の負担で、畳の表替え及び襖の張替えや家具の撤去等原状回復を行い、市職員による明渡検査を受け、使用許可期限までに使用許可財産を市に返還しなければならない。使用期間の途中で使用許可が取り消された場合も同様とする。ただし、畳の表替え及び襖の張替えについては、使用許可開始日から起算して3か月以内に明渡しが完了する場合は、この限りではない。
- 3 使用許可財産において、使用者の責めに帰すべき損傷を与えた場合は、使用者の負担で補修しなければならない。明渡検査にて、市職員から指示を受けた場合も同様とする。
- 4 使用期間中にある場合は、防府市営住宅設置及び管理条例（改良住宅にあつては防府市営改良住宅設置及び管理条例）、防府市営住宅設置及び管理条例施行規則（改良住宅にあつては防府市営改良住宅設置及び管理条例施行規則）を準用するものとし、これらを遵守すること。
- 5 団地内で定めている規定については、管理人に確認し、遵守すること。

## 行政財産使用不許可通知書

様

防府市長 ⑩

年 月 日付け申請に係る行政財産の使用については、次の理由により許可しないことを通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。又、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、使用料に関する処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

### 1 使用許可申請のあった行政財産

所在地

名称

数量及び範囲

### 2 使用を許可しない理由

## 行政財産使用期間延長承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

使用責任者

住所(居住地) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けた行政財産  
（市営住宅）について、下記の理由により使用許可期間の延長を承認して  
いただきたく申請します。

### 記

1 使用許可財産

所在地

名称

数量及び範囲

使用期間

2 申請をする理由

第7号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

## 行政財産使用期間延長承認申請審査結果通知書

様

防府市長 ⑩

年 月 日付け申請に係る行政財産の使用期間延長承認申請について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

### 1 使用許可財産

所在地

名称

数量及び範囲

### 2 審査結果について

上記の行政財産の使用期間の延長については、

承認する ・ 承認しない

(理由)